



第3期 洲本市

# 子ども・子育て 支援事業計画

(令和7～11年度)

令和7年3月  
洲本市



洲本市公式マスコットキャラクター  
なのは



# 1. 計画策定の概要

## ① 計画策定の趣旨

本市の令和5年の合計特殊出生率は1.23であり、全国（1.20）よりは高いが、兵庫県（1.29）よりは低く、15歳未満の年少人口は、年々減少しています。また、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

そうした中、「こども基本法（令和4年6月）」、「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月）」、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月）」が成立し、子ども・子育てに関する施策の一層の充実が図られてきました。

このたび、こうした国の動きと本市の第2期計画の進捗状況、実績評価等を踏まえ、これまでの取組をさらに強化し、安心して子育てができるまちを実現するため、「第3期洲本市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## ② 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「新洲本市総合計画」に則し、保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画や本市の魅力や特長を生かした定住施策との整合・連携を図りながら、次代を担う子どもを産み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画となります。

なお、本計画は、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承し、「母子保健計画」を含む、本市の子育て支援施策の総合的な計画として位置づけ、国・県の子ども・子育て支援の関連計画と整合性のとれた計画として策定するものです。

## ③ 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う事業者や企業、また地域で活動する住民や団体等も対象としています。

## ④ 計画の期間

本計画は、令和7～11年度の5年間を計画期間とするものです。

西暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
和暦	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度

第2期 子ども・子育て支援事業計画

第3期 子ども・子育て支援事業計画



## 2. 洲本市の子ども・子育てを取り巻く現状

### ①人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、令和11年には、38,478人まで減少することが見込まれています。また、15歳未満の年少人口は、令和4年の4,284人から令和11年には3,469人となり、815人の減少の見込みとなっています。

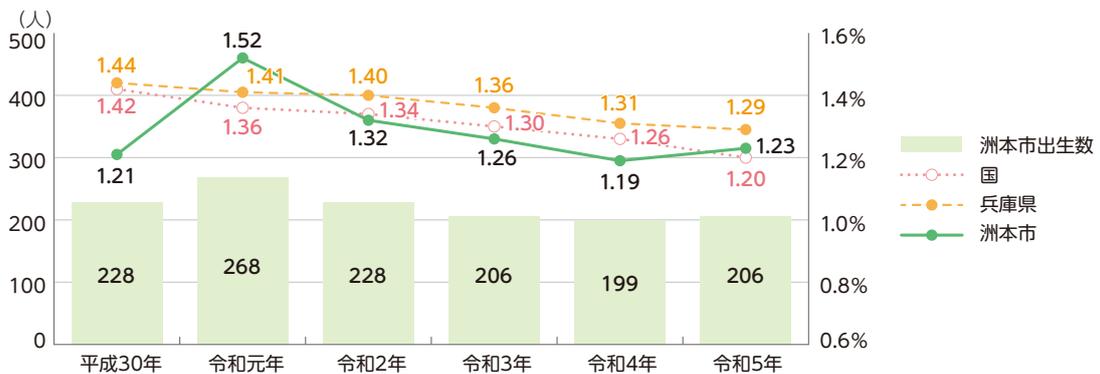
総人口に占める年少人口（0～14歳）数比率で見ると、令和4年の10.2%から令和11年には9.0%へ1.2ポイント減少しています。



※令和4年から令和6年：住民基本台帳（各年3月末） / 令和7年以降：コーホート法による推計値

### ②出生の動向

合計特殊出生率の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和元年は全国値や兵庫県の数よりも高い数値でしたが、その後、減少傾向で推移しています。出生数についても、増減を繰り返しながら推移しており、近年は200人前後で推移しています。



※合計特殊出生率（国、兵庫県：人口動態統計）、洲本市（出生数、女性人口により独自算出） ※出生数：人口動態統計



## 3. 計画の基本的な考え方

### ① 子ども・子育て支援の基本理念

本計画は、「洲本市子ども・子育て支援事業計画」の第3期の計画であり、第2期の取組をさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、基本理念を踏襲することとし、本市における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

洲本市で子どもを産んで育てたいとなるような環境づくりに努め、教育・保育の質の向上、家族の協力による子育て、行政、民間、地域の連携など、まちが一体となって子育てを支援できる取組を推進します。

こうした子育て支援の実現を通じて、安心して子どもを生み、子どもがすくすくと育ち、その親も子どもが育っていくことに喜びを感じ、互いに成長し合っていくことは、洲本市の元気や活力につながっていきます。

さらに、次代の主役である子どもの育ちを、まちがあたたかく応援し、見守っていくことで、みんなの笑顔がきらめく洲本市をめざして、次の通り、計画の基本理念を定めます。



### ② 計画の基本目標

#### 基本目標 1 子どもたちの成長を支える教育・保育の環境づくり

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き、子どもを生み育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び、育ち合うための学習の機会や場の整備を推進します。また、すべての子育て家庭に対する様々な教育・保育サービスや子育て支援サービスの充実と、その質の向上をめざします。さらに、将来の親となる世代が、子どもや家庭の大切さを知るためのふれあいの機会を広げるとともに、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい思春期の子どもたちに対し、関係機関と連携した支援を充実させます。

#### 基本目標 2 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

子どもが健やかに生まれ、育つことができる環境の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもとその家族の健康を実現するための支援を推進します。また、ひとり親や虐待防止に向けた支援や、子どもの発達に対する支援、障がい児支援、経済的な支援、外国にルーツを持つ子どもへの支援など特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実を図り、多様な子育て支援サービスの充実をめざします。



### 基本目標 3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

まちが一体となって子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスを推進します。特に各主体が連携を図りながら、子育て支援ネットワークを充実させ、祖父母などの家族の協力を得られるように働きかけ、子どもと親 双方の育ちを支援していきます。また、子どもを安心して生み育てることができる安全なまちをめざして、警察、幼稚園、保育所、認定こども園及び学校等との連携を強化するとともに、地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。

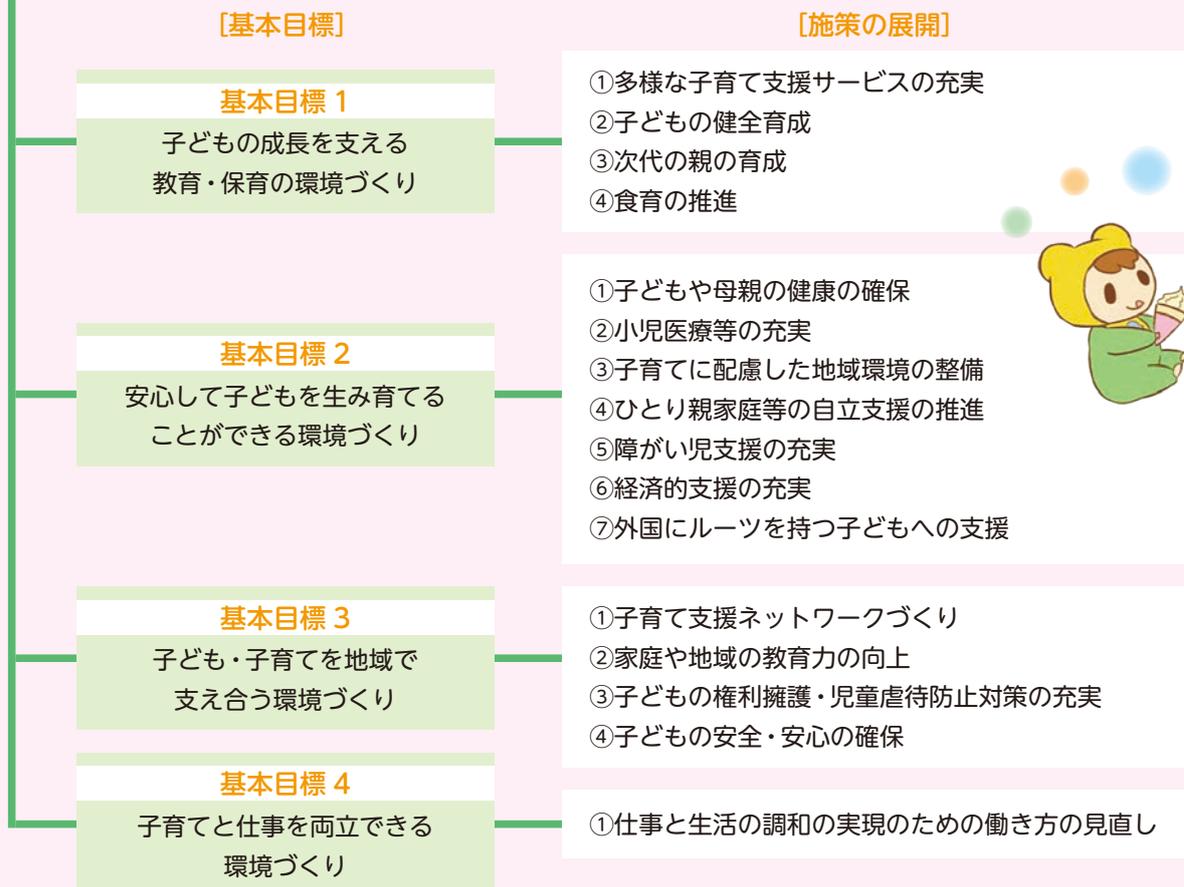
### 基本目標 4 子育てと仕事を両立できる環境づくり

男女がともに子育てをしながら働きやすい社会を実現すべく、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。子育て家庭だけでなく、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援をめざします。さらに、男性が子育てに積極的に参加できるよう、子育て家庭に配慮した取組の促進を企業へ働きかけていくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていくことに努めます。

## ③ 施策の体系

### 基本理念

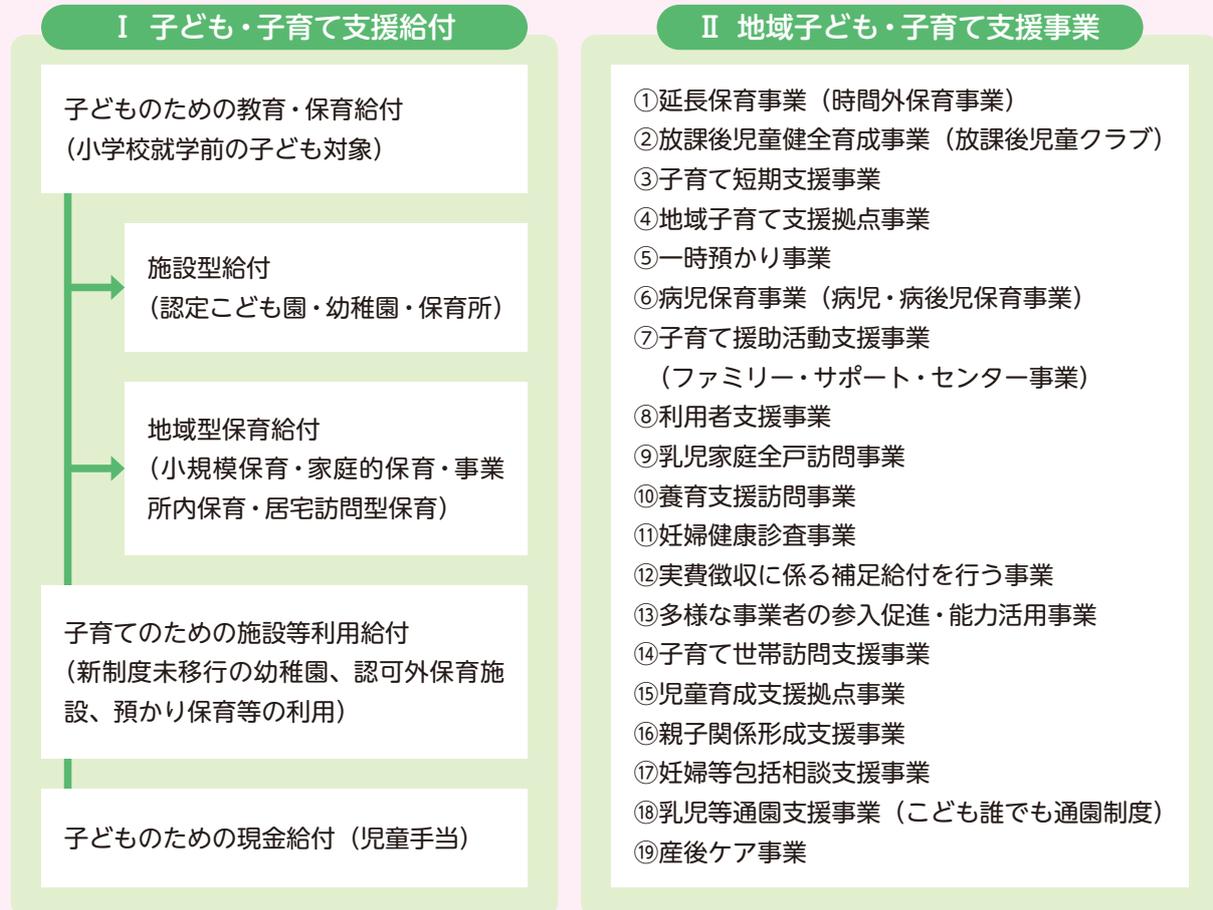
## 洲本で子育て！みんなきらめく笑顔のまち





## 4. 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### ① 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



### ② 教育・保育の量の見込みと確保方策

市では、幼稚園、保育所及び認定こども園などの利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。計画期間における「就学前の教育・保育の量の見込み」は、実績をもとに、計画策定に係るニーズ調査（令和6年2月～3月実施）の結果も活用し定めます。

区 分		上段：量の見込み / 下段：確保方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号 3~5歳	人	218	214	210	206	202
		218	214	210	206	202
2号 3~5歳	人	502	490	478	466	454
		502	490	478	466	454
3号	0歳	36	35	34	33	32
		36	35	34	33	32
	1・2歳児	218	210	202	194	186
		218	210	202	194	186
計		974	949	924	899	874
		974	949	924	899	874



### ③地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、すべての子育て家庭を支援するため、自治体が地域の実情に応じて実施する事業です。

事業		上段：量の見込み / 下段：確保方策または実施体制、実施機関					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
延長保育事業 (時間外保育事業)	人	49	48	47	46	45	
		49	48	47	46	45	
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	人	458	457	458	461	463	
		458	457	458	461	463	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	人日	24	24	24	24	24	
		24	24	24	24	24	
地域子育て支援拠点事業	箇所	2	2	2	2	2	
		2	2	2	2	2	
一時預かり事業	幼稚園等における預かり保育	人日	22,000	21,100	20,400	20,200	19,800
		人日	22,000	21,100	20,400	20,200	19,800
	幼稚園等以外における一時預かり	人日	340	360	380	400	420
		人日	340	360	380	400	420
病児・病後児保育事業	人日	20	30	30	30	30	
		20	30	30	30	30	
ファミリー・サポート・センター事業	人日	71	68	65	62	59	
		0	0	0	0	0	
利用者支援事業	箇所	1	1	1	1	1	
		1	1	1	1	1	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん訪問事業)	件	198	192	188	184	180	
	実施体制(人)	8	8	8	8	8	
	実施機関	洲本市	洲本市	洲本市	洲本市	洲本市	
養育支援訪問事業	件	10	10	10	10	10	
	実施体制(人)	3	3	3	3	3	
	実施機関	洲本市	洲本市	洲本市	洲本市	洲本市	
妊婦健康診査事業	人	210	203	198	193	188	
	実施場所	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	人	15	15	15	15	15	
		15	15	15	15	15	
子育て世帯訪問支援事業	人日	250	250	250	250	250	
		250	250	250	250	250	
	実施機関	事業委託等	事業委託等	事業委託等	事業委託等	事業委託等	
児童育成支援拠点事業	人	50	50	50	50	50	
		0	0	0	0	0	
親子関係形成支援事業	人	196	191	185	180	218	
		196	191	185	180	218	
	実施機関	事業委託等	事業委託等	事業委託等	事業委託等	事業委託等	
妊婦等包括相談支援事業	人日	594	576	564	552	540	
		594	576	564	552	540	
	実施機関	こども家庭センター	こども家庭センター	こども家庭センター	こども家庭センター	こども家庭センター	
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	人日	14	14	13	13	13	
		0	14	13	13	13	
産後ケア事業	人日	295	290	280	275	270	
		295	290	280	275	270	
実施機関	事業委託等	事業委託等	事業委託等	事業委託等	事業委託等		



## 5. 計画の進行管理

### ① 市民や地域、関係団体との協働

本計画を実効性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。そのためにも、ホームページ・広報などの媒体や様々な機会を通じて、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進することが必要です。

また、市民や関係団体等で構成される「洲本市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価や課題整理などを行います。

### ② 計画の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめとする様々な分野にわたるため、計画策定担当課（子ども子育て課）が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、さらに国・県や関係機関との連携をより一層強化し、本計画を着実に推進します。

### ③ 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「洲本市子ども・子育て会議」などにおいて、PDCA サイクル【Plan（計画）— Do（実施・実行）— Check（検証・評価）— Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



### 第3期洲本市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月 | 令和7年3月 発行 | 洲本市 健康福祉部 子ども子育て課  
〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号  
TEL | 0799-22-1333 FAX | 0799-22-1690

